

くるめ健康のびのびポイント事業企画運営業務公募型プロポーザル実施要項

1. 目的

本要項は、「くるめ健康のびのびポイント事業企画運営業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務概要

- (1) 業務名 くるめ健康のびのびポイント事業企画運営業務
- (2) 業務内容 「業務仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日から2020年3月31日まで
- (4) 業務場所 受託者の事業所内

3. 予算額

見積額の上限は7,850,000円（消費税額及び地方消費税額を含まない。）とする。

4. 実施形式

公募型

5. スケジュール

- | | |
|---------------|--------------|
| 2019年3月27日（水） | 公募開始 |
| 2019年4月 5日（金） | 質問書受付締切 |
| 2019年4月 9日（火） | 質問書に対する回答 |
| 2019年4月26日（金） | 企画提案書等の提出締切 |
| 2019年5月上旬【予定】 | 資格審査の結果通知 |
| 2019年5月下旬【予定】 | プレゼンテーションの実施 |
| 2019年5月下旬【予定】 | 審査結果通知書の送付 |
| 2019年6月上旬【予定】 | 契約締結 |

6. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、企画提案書の提出締切時点で、次に掲げる全ての要件に該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (2) 久留米市から指名停止措置を受けてないこと。
- (3) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- (4) 参加申込者の所在地の区分に応じ、次に定める地方税等を完納していること。
 - ・久留米市内 県税、市税及び国民健康保険料（個人事業主に限る。）
 - ・久留米市以外の福岡県内 県税
- (5) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (8) 官公庁や企業（事業所）から、健康ポイントに係る業務の受託実績があること。

7. 質疑・応答

(1) 質問方法

本プロポーザルの実施要項及び業務仕様書等に関する質問については、質問書(第2号様式)を電子メールに添付して、「17. 問い合わせ先」あてに送信し、着信確認の電話連絡をすること。電話又は口頭による質問は受け付けない。また、質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

(2) 期限

2019年4月5日(金) 17時15分まで(必着)

(3) 回答方法

2019年4月9日(火)までに、質問書(第2号様式)に記載したメールアドレスあてに電子メールで回答する。また、必要に応じて市ホームページに掲載する。

8. 参加申込の手続き

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要項、仕様書及び関係法令等の各規程を理解したうえで、次の書類を提出すること。なお、エ、オは参加申込期限から3ヶ月以内に発行されたものに限る。

- ア 参加申込書(第1号様式) 1部
- イ 企画提案書 8部(「9. 企画提案書作成方法」を参照)
- ウ 価格提案書(第4号様式) 1部
- エ 登記事項全部証明書(個人の場合、身分証明書) 1部
- オ 納税(滞納なし)証明書(下記参照) 1部
- カ 役員等調査及び照会承諾書(第6号様式) 1部
- キ 委任状(第5号様式) 1部(支店等に参加手続き等の委任を行う場合)
- ク 官公庁や企業(事業所)からの受託実績を確認できるもの(契約書写し) 1部
- ケ その他、参加資格を満たしていることが確認できるもの(第7号様式等) 1部

[納税等証明書]

申請者区分に従って法人・個人別に○または△がついている証明を提出。

申請者区分			税区分		証明書発行所	法人	個人
市外(県外)	市外(県内)	市内・準市内		税目			
○	○	○	国税等	法人税、所得税、消費税及び地方消費税	所轄税務署	国税に未納がない証明 (納税証明書その3の3)	国税に未納がない証明 (納税証明書その3の2)
—	○	○	福岡県税	法人事業税、個人事業税	福岡県税事務所	福岡県税に未納がない証明	福岡県税に未納がない証明
—	—	○	久留米市税	法人市民税、市県民税、固定資産税、軽自動車税	久留米市	久留米市税に滞納がない証明	久留米市税及び国民健康保険料に滞納がない証明
—	—	△	久留米市国民健康保険	国民健康保険	久留米市	不要	明

(例1: 市内・法人の場合、「国税等」「福岡県税」「久留米市税」の証明を提出)

(例2: 県外の営業所で申請される法人の場合、「国税等」の証明を提出)

(2) 提出期間及び時間

2019年3月27日（水）から2019年4月26日（金）（土日祝日を除く。郵便の場合は、消印有効。）までの午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、(2)に記載する提出期限内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、市はその責めを負わない。

(4) 提出先

「17. 問い合わせ先」に記載する担当窓口

9. 企画提案書の作成方法

企画提案提出書（第3号様式）に添付のうえ、企画提案書を提出すること。なお、企画提案書の作成要領は以下のとおり。

(1) 様式等の形式

ア 表紙 「くろめ健康のびのびポイント事業企画運営業務提案書」と記載。

イ 様式 A4版縦型・長辺綴じ

ウ 文字 フォントサイズ11ポイント以上・横書き

エ 提出部数 8部（正1部、副7部）。副7部は会社名を除く。

上記のほか、提案書の電子データをCD-Rに格納し1枚提出。

(2) 企画提案を求める項目

① 目的達成のための事業計画

※全体概要、事業展開、ポイント付与対象、専用サイトの機能、スケジュール、運営体制・方法、広報の方法など

② 健康無関心層をはじめ、多くの市民の参加を促す仕組み

③ 参加者の継続的な取り組みを促す工夫

④ 参加者に進呈する特典の内容と必要（調達、進呈のための）経費

⑤ 業務の実施体制及び運営方法

⑥ 他の受託実績による成果及び提案業務実施によって期待される効果

⑦ 初期・運用経費を示した見積内訳書

⑧ その他、業務の履行にあたり本市にとって有益な提案

(3) 提案書の構成

ア 提案書の構成にあたっては、「10. 評価点の算出方法」の「(1)評価項目及び配点」に記載する表（評価項目及び配点）を参考とすること。

イ 文章を補完するために、イメージ図や図面等を使用しても差し支えない。

10. 評価点の算出方法

(1) 評価項目及び配点

企画提案書及びプレゼンテーションによる各評価項目及び配点は、次の表のとおりとする。

評価項目	項目 ※9(2)	評価内容	配点
企画提案	①	・全体の事業計画は目的の達成が期待されるような有効なものとなっているか	10点
	②③	・健康無関心層をはじめ、多くの市民の参加を促す仕組みとなっているか ・参加者の継続的な取り組みを促す工夫がなされているか	10点
	④	・特典の内容は、参加者の意欲を喚起するような内容となっているか ・特典に係る経費は、十分措置されているか	10点
	⑧	・その他、本市にとって有益な提案がされているか	5点
	2. 業務実施体制	⑤	・業務を適正かつ円滑に遂行できる実施体制となっているか ・事業実施が確実に見込まれる、実現可能性の高い提案となっているか
業務実績	⑥	・官公庁や企業からの受託実績において、十分な成果がでているか	5点
価格提案	⑦	・事業継続に必要な運用経費(特典に係る経費除く)は適当であるか	20点

(2) 評価基準（企画提案・業務実績）

評価基準	評価値
優れている	5点
やや優れている	4点
普通（通常想定される程度）	3点
やや劣る	2点
劣る	1点

(3) 評価点の算出方法

ア 各評価者の評価点を、以下のとおり算定する。

- ・企画提案及び業務実績＝配点×評価値
- ・価格提案＝配点×提案価格のうち最低の運用経費／自社の運用経費

イ アで算定した全ての評価者の評価点を合計する。

1 1. 審査方法

企画提案書等については、プレゼンテーションの実施後に、本プロポーザル審査委員会が審査する。なお、参加者が1社のみの場合は、本プロポーザルを中止することがある。

(1) プレゼンテーション実施日

2019年5月下旬【予定】

(2) 実施場所

企画提案書を提出した者に対して別途通知する。

(3) 提案時間 15分以内

(4) 質疑応答 10分程度

(5) 参加人数 3人以内

(6) 留意事項

プレゼンテーションは、事前に提出した企画提案書を用いて行うこと。

1 2. 候補者の選考方法

(1) 失格者を除いた者のうち、総合点が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。ただし、適切な提案がない場合には、候補者を選定せず、プロポーザルの手続きを中止するものとする。

(2) 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の見積額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

1 3. 審査結果

(1) 通知方法 プレゼンテーション審査を行った全ての者に文書にて通知する。

(2) 通知時期 2019年5月下旬【予定】

1 4. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合、または提出書類に不備があった場合

ウ 実施要項で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合

カ 価格提案書の金額が3. 予算額を超過した場合

1 5. 情報公開及び提供

市は提出された企画提案書等について、久留米市情報公開条例（平成13年9月28日条例第24号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

16. その他

(1) 参加辞退の場合

書類提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、「17. 問い合わせ先」に対して、速やかに書面（様式は任意）を提出すること。

(2) 提出書類

ア 提案書の提出は、1社につき1案とする。

イ 提出されたすべての書類は返却しない。また、提出後の差し替え及び追加、削除は認めない。

ウ 提出された書類は、提出した者に無断で、このプロポーザルに係る審査以外には利用しない。

エ 本提案にかかる書類作成及び提出費用など、必要な経費は全て企画提案者の負担とする。また、やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを中止することがあるが、この場合、本公募型プロポーザル方式に要した費用を本市に請求することはできない。

(3) 著作権等の権利

企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、本市と契約に至った者が作成した企画提案書については、市が必要と認める場合には、市はその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(4) 異議申立

申請者は、本プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

17. 問い合わせ先

〒830-8520 久留米市城南町15番地3

久留米市健康福祉部保健所健康推進課（担当：乙丸、丸林）

電話 0942-30-9331 ファクシミリ 0942-30-9833

電子メールアドレス ho-kenko@city.kurume.fukuoka.jp